

議 議 第 1 1 7 7 号

平成30年3月26日

ホテルのふるさと瀬上沢基金

角田 東一 様

横浜市会議長

松 本 研



陳情の処理結果について（通知）

平成30年2月13日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局（区）に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

---

陳情第46号(付託外) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に関する件

第五次国土利用計画では、都市のコンパクト化に向けた誘導、自然環境の保全・再生・活用、国土の安全性の総合的向上を基本方針としつつ、「大都市圏等においては、都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく」と記載されています。また、農地、山林等における都市的土地利用への転換については「慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である」ことも記載されています。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）の土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針において、特に市街化調整区域では、緑地や農地を中心に保全し、開発を基本的に抑制し、市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用を実現すると記載し、緑地、農地の保全に関する重要性も本市としては認識しています。

一方で、無秩序な施設立地などによる土地利用の混在、地域の活力の低下や自然環境の喪失などの課題に対応するためには、良好な緑や農の保全などとのバランスを図りながらも、都市基盤施設の効果を最大限に生かし、持続的な都市の成長・発展につながる土地利用の誘導を図ることも重要であると考え、整開保に記載しています。したがって、上記計画に沿ったものであると考えています。